

ENEOSでんき 供給条件説明書

- 本書は、お客さまに当社（ENEOS Power 株式会社）が電気（商品名「ENEOSでんき」）を供給する際の条件に関する大切な事項を記載し、説明するものです。
- ENEOSでんきのお申込みにあたっては、「ENEOSでんき約款」（以後「電気約款」といいます。）または関連する契約約款に記載の事項をご承認いただき、所定の方法によりお申込みいただきますようお願いいたします。

1 電気のお申込み方法

- インターネットまたは所定のお申込書によりお申込みいただけます。

2 電気の需給開始予定日（詳細は、別途お客さまにお知らせいたします）

- 他の小売電気事業者から当社に電気需給契約（以後「需給契約」といいます。）を切替る場合の需給開始日は、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者での契約切替手続きが完了した日（以後「マッチング日」といいます。）から、原則として1営業日に2暦日を加えた日以後の日となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要な場合は、原則としてマッチング日から8営業日に2暦日を加えた日以後の日となります。
- お引越しの場合は、原則としてお客さまがご希望された日が需給開始日となります。ただし、一般送配電事業者等との手続きその他のやむをえない事由によって、お客さまがご希望された需給開始日に電気を供給できないことがあります。なお、ご希望日の有無または前後にかかわらず、お客さまが既に電気の使用を開始している場合は、電気を使用した日にさかのぼって需給開始日といたします。

3 EV夜とくプランの要件

- EV夜とくプランは、次の(1)(2)の要件を満たし、当社がその任意の判断により当該プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが(1)(2)に該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中に(1)(2)のいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。
 - (1) EV夜とくプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。
 - (2) 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

4 計量器等の設置、工事費負担金等相当額（発生した場合のみ）

- 計量器および電流制限器（関西エリア、中国エリアまたは四国エリアを除く）等の供給設備については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまのご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客さまのご負担となることがあります。
- 需給契約の開始または変更等にともない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。

5 お客さまにご負担いただく場合がある費用（発生した場合のみ）

- お客さまが電気料金のお支払期日を経過してもなお、電気料金をお支払いただけない場合、当社は、お支払期日の翌日からお支払日までの日数に応じて、年利10パーセントの延滞利息をお客さまから申し受けます。

$$\text{延滞利息} = \text{対象料金} \times 10\% \times \frac{\text{利息算定期間}}{365} \quad (\text{円未満切捨て})$$

- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気をご使用され、電気料金の全部または一部のお支払いを免れた場合、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお客さまから申し受けます。
- お客さまのご希望により次の書面を発行するときは、その手数料として、発行する書面1通につき、次の金額（すべて税込）をお支払いいただきます。

ご利用明細書	領収書	お支払証明書
220円	275円	880円

6 電気料金に関する割引、特典またはキャンペーンの概要

にねん とく ² 割	北海道Vプラン、北海道E V夜とくプラン、東北Vプラン、東北E V夜とくプラン、東京Vプラン、東京E V夜とくプラン、中部Vプラン、中部E V夜とくプラン、北陸Vプラン、北陸E V夜とくプラン、関西Aプラン、関西Bプラン、関西E V夜とくAプラン、関西E V夜とくBプラン、中国Aプラン、中国Bプラン、中国E V夜とくAプラン、中国E V夜とくBプラン、四国Aプラン、四国Bプラン、四国E V夜とくAプラン、四国E V夜とくBプラン、九州Vプラン、九州E V夜とくプランを2年単位で継続してご使用いただくことをお約束いただいた場合、ご使用電力量1kWhにつき0.2円（税込）を割引いたします。なお、3年目以後は、ご使用電力量1kWhにつき0.3円（税込）を割引いたします。
E N E O S カード（C・P・Sまたはニコス）割引	E N E O S カードでE N E O S でんきの料金をお支払いいただくお客さまがE N E O S サービスステーションで給油される場合、通常のE N E O S カード特典に加えて、ガソリン代、灯油代または軽油代から、1円につき、さらに1円（税込）を割引いたします。ただし、割引対象は、ご契約数または燃料油の種類によらず、ご本人またはご家族のカードでのご利用金額の合算で、毎月150円を上限といたします。なお、この割引は、E N E O S カードのご請求時に実施するものとし、E N E O S カードでE N E O S でんきを最初にお支払いされた検針月の翌々月の給油分から適用いたします。
E N E O S カード（C B）割引	対象カードでE N E O S でんきの料金をお支払いいただく場合、月々の電気料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金は除きます。）から100円（税込）を割引いたします。
でんき・ガスセット割	次のいずれにも該当し、かつ当社が別途定める様式によりでんき・ガスセット割の申込みを行い、当社が承諾した場合、月々の電気料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金は除きます。）から100円（税込）を割引いたします。 (1) 東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、東京E V夜とくプラン、動力プラン、東京動力プランをご契約いただいております、かつE N E O S 都市ガスをご契約いただいていること (2) E N E O S でんきおよびE N E O S 都市ガスの契約名義人および需要場所が同一であること (3) 電気料金およびガス料金をクレジットカードまたは口座振替でお支払いいただけること (4) 電気料金とガス料金のお支払い方法を同一に設定いただけること (5) (1)の契約が有効に存続し、これらに基づく電気およびガスの供給が現に行われていること (6) 適用開始日以降、毎月末時点で(1)～(5)を満たしていること
その他の割引 ポイント還元 キャンペーン	当社が指定した特別提携クレジットカード、Vポイントその他の割引、ポイント還元またはキャンペーンは、当社ホームページもしくはE N E O S でんき・都市ガス カスタマーセンターにご連絡いただき、内容をご確認いただけます。なお、代理店等による割引またはキャンペーンがある場合、当該内容については、末尾の代理店等までご確認ください。

7 ご契約電流、ご契約容量、ご契約電力（詳細は、電気約款等をご確認ください）

契約電流 (A)	北海道Aプラン、東北Aプラン、東京5アンペアプラン、北陸Aプラン、中部Aプランまたは九州Aプランのご契約電流は、5Aといたします。
	アンペアブレーカー契約のご契約電流は、10A、15A、20A、30A、40A、50Aまたは60Aのいずれかとし、原則としてお客さまのお申し出によって定めます。
契約容量 (kVA)	原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約容量を準用いたします。
契約電力 (kW)	原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約電力を準用いたします。

8 供給電圧、供給電気方式、標準周波数

〔凡例〕 ボルト＝V、ヘルツ＝Hz

- 供給電圧および供給電気方式は、次のとおりといたします。

北海道Aプラン、東北Aプラン、東京5アンペアプラン、中部Aプラン、北陸Aプラン、九州Aプラン	交流単相2線式標準電圧100Vもしくは200Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vもしくは200Vといたします。
北海道Vプラン ^{*1} 、北海道E V夜とくプラン ^{*1} 、東北Vプラン ^{*1} 、東北E V夜とくプラン ^{*1} 、東京Vプラン ^{*1} 、東京E V夜とくプラン ^{*1} 、中部Vプラン ^{*1} 、中部E V夜とくプラン ^{*1} 、北陸Vプラン ^{*1} 、北陸E V夜とくプラン ^{*1} 、関西Aプラン、関西E V夜とくAプラン、中国Aプラン、中国E V夜とくAプラン、四国Aプラン、四国E V夜とくAプラン、九州Vプラン ^{*1} 、九州E V夜とくプラン ^{*1}	交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vもしくは200Vといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。
北海道Vプラン ^{*2} 、北海道E V夜とくプラン ^{*2} 、東北Vプラン ^{*2} 、東北E V夜とくプラン ^{*2} 、東京Vプラン ^{*2} 、東京E V夜とくプラン ^{*2} 、中部Vプラン ^{*2} 、中部E V夜とくプラン ^{*2} 、北陸Vプラン ^{*2} 、北陸E V夜とくプラン ^{*2} 、関西Bプラン、関西E V夜とくBプラン、中国Bプラン、中国E V夜とくBプラン、四国Bプラン、四国E V夜とくBプラン、九州Vプラン ^{*2} 、九州E V夜とくプラン ^{*2}	交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100Vもしくは200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。
北海道動力プラン、東北動力プラン、東京動力プラン、中部動力プラン、北陸動力プラン、関西動力プラン、中国動力プラン、四国動力プラン、九州動力プラン	交流3相3線式標準電圧200Vといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100Vもしくは200Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vもしくは200Vとすることがあります。

※1：アンペアブレーカー契約の場合

※2：アンペアブレーカー契約以外の場合

- 標準周波数は、原則として、北海道エリア、東北エリアおよび関東エリアは50Hz、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリアおよび九州エリアは60Hzといたします。

9 最大需電力、最大使用電力、ご使用電力量の計量、料金の算定期間等

- 最大需要電力 (kW) または最大使用電力 (kW) は、スマートメーターにより計量される30分ごとのご使用電力量 (kWh) を2倍してえた値の最大値とし、ご使用電力量 (kWh) は、一般送配電事業者が取り付ける計量器により計量した値といたします。なお、万一、正しく計量できなかった場合等については、お客さまと当社とのご協議をふまえ、当社と一般送配電事業者との協議により定めた値といたします。ただし、一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと一般送配電事業者が定めた値といたします。
- 検針日または計量日は、一般送配電事業者が定めた日とし、検針は、原則として毎月、一般送配電事業者が行います。
- 料金の算定期間は1ヶ月とし、原則として、前月の検針日または前月の計量日から当月の検針日または当月の計量日の前日までの期間といたします。なお、料金の算定期間を1ヶ月とすることができない場合、料金は、電気約款にもとづき日割して算定いたします。
- 料金のお支払義務は、原則として検針日に発生するものとし、お支払期日は、お支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

10 電気料金のお支払方法

- 電気料金のお支払方法は、原則として次のいずれかによります。

クレジットカード	クレジットカードによるお支払いの場合は、ご指定のカード会社の規約にもとづき電気料金をお支払いいただきます。
口座振替	お客さまのご指定のご預金口座から毎月自動的に電気料金をお支払いいただきます。なお、口座振替手続きの完了までに1~2ヶ月程度を要することがありますが、この口座振替手続きが完了するまでの間につきましては、振込票で電気料金をお支払いいただくことがあります。

- 期日までにお支払いいただけなかった料金を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合、当社は、原則として請求に係る手数料 (550円 (税込)) を申し受けます。

11 電気のご使用、保安等にもなうお客さまのご協力

- 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。
- 一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむをえない場合、または電気の需給上もしくは保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。
- 当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をいただきます。
- 引込線、計量器その他お客さまの電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更、修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- お客さまが電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。

12 需給契約のご契約期間またはご契約期間の更新

- ご契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始日の翌年の12月31日までといたします。
- ご契約期間満了に先だつて需給契約の終了または変更がない場合の需給契約は、ご契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、この場合の電気事業法その他の法令にもとづく

供給条件の説明および書面交付は、需給契約の期間に関する事項のみとし、当社の専用ホームページ等に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、次の「にねん とく²割」の場合のご契約の更新に関するお知らせ方法も同様といたします。

- 需給契約を変更する場合の契約期間の終期は、従前の契約期間の終期といたします。
- にねん とく²割の場合のご契約期間およびご契約の更新は、次によります。
 - (1) お客さまが新たな需給契約のお申込みをされた場合、割引適用開始日は、需給契約の需給開始日からとし、割引適用終了日は、需給開始日以後最初の検針日から23ヶ月目の検針日の前日までといたします。
 - (2) 既に当社との需給契約があるお客さまがお申込みされた場合、割引適用開始日は、お申込日の直前の検針日とし、割引適用終了日は、お申込日の直前の検針日から24ヶ月目の検針日の前日までといたします。なお、割引適用期間満了に先立って、お客さまからご契約解約のお申出、または需給契約のご解約がない場合、割引適用期間満了の日から24ヶ月目の検針日の前日までご契約が自動更新されるものとし、それ以後も同様といたします。

13 需給契約のご解約等に関する事項

- お客さまが電気のご使用を廃止される場合には、あらかじめその廃止期日を定めて当社にご連絡いただきますようお願いいたします。
- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までにお客さまにお知らせいたします。
 - (1) 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - (2) お客さまが電気料金の支払期日を20日経過してもなお電気料金をお支払いいただけない場合、またはお客さまが電気料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他電気約款等から生ずる金銭債務をいいます。）をお支払いいただけない場合
 - (3) お客さまが電気約款または託送供給等約款に違反した場合
 - (4) お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合
 - (5) その他当社の所定の審査にもとづく当社の裁量において、やむを得ず需給契約を解約する場合
 - (6) E V夜とくプランのご契約中に3. E V夜とくプランの要件の(1)および(2)のいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合

14 セット販売について

- 代理店等がセット販売を行っている場合、電気の供給は当社が行い、代理店等のサービスは、代理店等自らが行います。なお、セット割引、キャッシュバック等のサービスを代理店等が提供する場合がありますが、これらのサービスは当社ではなく代理店等の責任で行いますので、その内容または手続等については、代理店等にお問合せのうえご確認ください。なお、当社は、代理店等のサービスの提供を受けているお客さまが、当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取扱いをすることはありません。

15 個人情報の取扱いについて

- 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別、電気料金のお支払状況または電気のご利用状況等の情報の取扱いに関する指針（以後「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、当社のホームページ等において掲示いたします。また、当社は、お客さまの個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用させていただきます。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

16 供給エリアについて

- 供給エリアは、次の地域といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は対象外となります。

北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関東エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸エリア	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国エリア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

17 その他

- 本書は、電気事業法第2条の13第2項および同法第2条の14第1項の定めにもとづき交付するものです。
- お客さまの現在のご契約がオール電化契約等の場合には、電気の契約切替により電気料金がお得にならない場合があります。詳しくは、ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンターまでお問い合わせください。
- お客さまが故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客さまから申し受けます。
- 最大需要電力が契約電力を超過した場合、または負荷率が100パーセントをこえた場合等、お客さまの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。
- 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある等の場合には、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限することがあります。
- 訪問販売、電話勧誘販売について、特定商取引に関する法律および同施行令等にもとづき、需給契約は、クーリング・オフの対象となります。
- 当社以外の小売電気事業者から当社に電気の契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効やご解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、現在の小売電気事業者へお問い合わせください。
- 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
- 当社は、電気約款の内容を変更することがあります。この場合、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりあらかじめお客さまへお知らせいたします。
- 本書に記載のない事項については、電気約款またはその他関連する当社の契約約款によります。

■以下は料金体系等の特に重要な事項となります

18 電気料金単価 (単価はすべて税込となります)

[凡例] アンペア=A、キロボルトアンペア=kVA、
キロワット時=kWh、キロワット=kW (以後同じ)

18-1 北海道エリア

■ 北海道Aプラン 【契約電流は、5Aといたします】

	区 分	単価(税込)
最低料金	1契約につき最初の9kWhまで	417円19銭
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	35円34銭

■ 北海道Vプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	402円60銭
		(15Aの場合)	603円90銭
	契約容量	1kVAにつき	402円60銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		35円17銭
	120kWhをこえ280kWhまでの1kWhにつき		40円13銭
	280kWhをこえる1kWhにつき		42円52銭

■ 北海道E V夜とくプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	402円60銭
		(15Aの場合)	603円90銭
	契約容量	1kVAにつき	402円60銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{*4}	1kWhにつき	41円91銭
	EVタイム ^{*4}	1kWhにつき	26円28銭

■ 北海道動力プラン

	区 分	単価(税込)
基本料金	契約電力1kWにつき	1,267円86銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	28円71銭

18-2 東北エリア

■ 東北Aプラン 【契約電流は、5Aといたします】

	区 分	単価(税込)
最低料金	1契約につき最初の7kWhまで	358円95銭
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	29円61銭

■ 東北Vプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	369円60銭
		(15Aの場合)	554円40銭
	契約容量	1kVAにつき	369円60銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		29円47銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		35円66銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		38円46銭

■ 東北E V夜とくプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	369円60銭
		(15Aの場合)	554円40銭
	契約容量	1kVAにつき	369円60銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{*4}	1kWhにつき	36円36銭
	EVタイム ^{*4}	1kWhにつき	29円85銭

■ 東北動力プラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,190円89銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{*3}	27円09銭
		その他季 ^{*3}	25円64銭

18-3 関東エリア

■ 東京5アンペアプラン 【契約電流は、5Aといたします】

	区 分	単価(税込)
最低料金	1契約につき最初の8kWhまで	328円08銭
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	29円79銭

■ 東京Vプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	311円75銭
		(15Aの場合)	467円63銭
	契約容量	1kVAにつき	311円75銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		29円80銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		34円85銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		36円90銭

■ 東京EV夜とくプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	311円75銭
		(15Aの場合)	467円63銭
	契約容量	1kVAにつき	311円75銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{*4}	1kWhにつき	35円40銭
	EVタイム ^{*4}	1kWhにつき	27円85銭

■ 東京動力プラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,045円84銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{*3}	27円14銭
		その他季 ^{*3}	25円57銭

18-4 中部エリア

■ 中部Aプラン 【契約電流は、5Aといたします】

	区 分	単価(税込)
最低料金	1契約につき最初の8kWhまで	274円59銭
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	21円17銭

■ 中部Vプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	320円78銭
		(15Aの場合)	481円17銭
	契約容量	1kVAにつき	320円78銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		20円99銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		24円91銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		26円63銭

■ 中部EV夜とくプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	321円14銭
		(15Aの場合)	481円71銭
	契約容量	1kVAにつき	321円14銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{*4}	1kWhにつき	26円87銭
	EVタイム ^{*4}	1kWhにつき	16円51銭

■ 中部動力プラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,090円37銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{*3}	16円84銭
		その他季 ^{*3}	15円29銭

18-5 北陸エリア

■ 北陸Aプラン

【契約電流は、5Aといたします】

	区 分	単価(税込)
最低料金	1契約につき最初の8kWhまで	315円71銭
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	30円85銭

■ 北陸Vプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	302円50銭
		(15Aの場合)	453円75銭
	契約容量	1kVAにつき	302円50銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		30円70銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		34円20銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		34円93銭

■ 北陸E V夜とくプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	302円50銭
		(15Aの場合)	453円75銭
	契約容量	1kVAにつき	302円50銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{*4}	1kWhにつき	34円74銭
	EVタイム ^{*4}	1kWhにつき	26円97銭

■ 北陸動力プラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,116円50銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{*3}	26円12銭
		その他季 ^{*3}	25円06銭

18-6 関西エリア

■ 関西Aプラン

【契約容量は、6kVA未満といたします】

	区 分		単価(税込)
最低料金	1契約につき最初の15kWhまで		467円46銭
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき		20円21銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		23円90銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		26円70銭

■ 関西Bプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約容量1kVAにつき		423円71銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		16円19銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		19円57銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		21円82銭

■ 関西E V夜とくAプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	1契約につき		522円58銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{*4}	1kWhにつき	25円60銭
	EVタイム ^{*4}	1kWhにつき	15円36銭

■ 関西E V夜とくBプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約容量	1kVAにつき	447円21銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{*4}	最初の120kWhまでの1kWhにつき	17円80銭
		120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	21円01銭
		300kWhをこえる1kWhにつき	22円39銭
	EVタイム ^{*4}	1kWhにつき	15円36銭

■ 関西動力プラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,025円06銭
電力量料金	使用電力量 1kWhにつき	夏季 ^{*3}	14円33銭
		その他季 ^{*3}	12円84銭

18-7 中国エリア

■ 中国Aプラン

【契約容量は、6kVA未満といたします】

	区 分		単価(税込)
最低料金	1契約につき最初の15kWhまで		759円68銭
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき		32円58銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		38円71銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		39円72銭

■ 中国Bプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約容量1kVAにつき		447円97銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		29円90銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		35円55銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		36円44銭

■ 中国E V夜とくAプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	1契約につき		759円68銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{*4}	1kWhにつき	39円42銭
	EVタイム ^{*4}	1kWhにつき	28円42銭

■ 中国E V夜とくBプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約容量	1kVAにつき	447円97銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{*4}	最初の120kWhまでの1kWhにつき	30円05銭
		120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	36円14銭
		300kWhをこえる1kWhにつき	38円01銭
	EVタイム ^{*4}	1kWhにつき	28円42銭

■ 中国動力プラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,053円92銭
電力量料金	使用電力量 1kWhにつき	夏季 ^{*3}	26円80銭
		その他季 ^{*3}	25円51銭

18-8 四国エリア

■ 四国Aプラン

【契約容量は、6kVA未満といたします】

	区 分		単価(税込)
最低料金	1契約につき最初の11kWhまで		666円89銭
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき		30円64銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		36円62銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		38円61銭

■ 四国Bプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約容量1kVAにつき		397円10銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		27円11銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		31円84銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		34円34銭

■ 四国E V夜とくAプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	1契約につき		666円89銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{※4}	1kWhにつき	37円26銭
	EVタイム ^{※4}	1kWhにつき	28円49銭

■ 四国E V夜とくBプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約容量	1kVAにつき	397円10銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{※4}	最初の120kWhまでの1kWhにつき	27円24銭
		120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	32円77銭
		300kWhをこえる1kWhにつき	35円29銭
	EVタイム ^{※4}	1kWhにつき	28円49銭

■ 四国動力プラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,073円71銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※3}	25円97銭
		その他季 ^{※3}	24円53銭

18-9 九州エリア

■ 九州Aプラン

【契約電流は、5Aといたします】

	区 分		単価(税込)
最低料金	1契約につき最初の12kWhまで		325円27銭
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき		18円36銭

■ 九州Vプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	315円79銭
		(15Aの場合)	473円69銭
基本料金	契約容量	1kVAにつき	315円79銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		18円30銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		23円27銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		24円99銭

■ 九州E V夜とくプラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	316円24銭
		(15Aの場合)	474円36銭
基本料金	契約容量	1kVAにつき	316円24銭
電力量料金	ベーシックタイム ^{※4}	1kWhにつき	25円64銭
	EVタイム ^{※4}	1kWhにつき	14円58銭

■ 九州動力プラン

	区 分		単価(税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		913円62銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※3}	17円40銭
		その他季 ^{※3}	15円71銭

※3：夏季とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、その他季とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。また、料金の算定にあたっては、料金の算定期間終了日が属する日が夏季の場合には夏季料金単価を、当該終了日が属する日がその他季の場合は、その他季料金単価をそれぞれ適用いたします。

※4：ベーシックタイムとは、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいい、EVタイムとは、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。

19 電気料金の算定方法

基本料金 または 最低料金 ※5	+	電力量料金	±	燃料費調整額	+	再生可能エネルギー 発電促進賦課金※6
		使用電力量 × 当該電力量 料金単価		使用電力量 × 燃料費調整 単価		使用電力量 × 再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価

- 割引または特典がある場合、電気料金から割引し、または特典を付与いたします。
- 北海道エリア、東北エリア、中国エリアおよび九州エリアの場合は、燃料費調整額に21. 離島ユニバーサルサービス調整額にもとづき算出される離島ユニバーサルサービス調整額を加え、電気料金を算定いたします。

※5：基本料金は、契約電流、契約容量または契約電力に応じて算定し、最低料金は、1契約につき、あらかじめ定められた使用電力量に適用いたします。

※6：再生可能エネルギー発電促進賦課金は、法令にもとづきお客さまから申し受ける金額となります。

20 燃料費調整額

- 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、北海道Aプラン、東北Aプラン、東京5アンペアプラン、中部Aプラン、北陸Aプラン、関西Aプラン、中国Aプラン、四国Aプラン、九州Aプランの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに燃料費調整単価を適用して算定いたします。
- 当社の燃料費調整額には上限がありません。また、燃料費調整額の変動に伴い、電気料金も変動いたします。
- 各平均燃料価格算定期間※7の平均燃料価格および基準単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間※7に使用される電気に適用いたします。
- 燃料費調整単価は次の(1)～(3)の算定式にもとづき算出いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間※7における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間※7における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間※7における1トン当たりの平均石炭価格

北海道 エリア	$\alpha = 0.1874$ $\beta = 0.0899$ $\gamma = 1.0036$	中部 エリア	$\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$	中国 エリア	$\alpha = 0.0406$ $\beta = 0.0992$ $\gamma = 1.1994$
東北 エリア	$\alpha = 0.0259$ $\beta = 0.2563$ $\gamma = 0.8915$	北陸 エリア	$\alpha = 0.0415$ $\beta = 0.0745$ $\gamma = 1.2499$	四国 エリア	$\alpha = 0.0875$ $\beta = 0.0770$ $\gamma = 1.1770$
関東 エリア	$\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$	関西 エリア	$\alpha = 0.0140$ $\beta = 0.3483$ $\gamma = 0.7227$	九州 エリア	$\alpha = 0.0053$ $\beta = 0.1861$ $\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※7：平均燃料価格算定期間およびそれに対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間または検針期間

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、各エリア毎に次のとおりといたします。

北海道エリア	1kWhにつき		17銭3厘	
東北エリア	1kWhにつき		19銭7厘	
関東エリア	1kWhにつき		18銭3厘	
中部エリア	1kWhにつき		23銭3厘	
北陸エリア	1kWhにつき		16銭5厘	
関西エリア	関西Aプラン	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	2円47銭5厘
		電力量料金	上記を超える1kWhにつき	16銭5厘
	関西Aプラン以外	1kWhにつき		16銭5厘
中国エリア	中国Aプラン	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	3円18銭5厘
		電力量料金	上記を超える1kWhにつき	21銭2厘
	中国Aプラン以外	1kWhにつき		21銭2厘
四国エリア	四国Aプラン	最低料金	1契約につき最初の11kWhまで	1円69銭4厘
		電力量料金	上記を超える1kWhにつき	15銭4厘
	四国Aプラン以外	1kWhにつき		15銭4厘
九州エリア	1kWhにつき		13銭6厘	

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価（税込）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準額を下回る場合（電力量料金から差し引きます）

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準額} - \text{平均燃料価格} \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準額を上回る場合（電力量料金に加算します）

$$\text{燃料費調整単価} = \text{平均燃料価格} - \text{基準額} \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

各エリアの基準額は次のとおりといたします。

北海道エリア	80,800円	中部エリア	45,900円	中国エリア	80,300円
東北エリア	83,500円	北陸エリア	79,800円	四国エリア	80,000円
関東エリア	86,100円	関西エリア	27,100円	九州エリア	27,400円

(4) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、各平均燃料価格算定期間^{*7}における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および燃料費調整単価を当社のホームページに掲示いたします。

21 離島ユニバーサルサービス調整額

- 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、北海道Aプラン、東北Aプラン、中国Aプラン、九州Aプランの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。
- 当社の離島ユニバーサルサービス調整額には上限があります。また、離島ユニバーサルサービス調整額の変動に伴い、電気料金も変動いたします。
- 各離島平均燃料価格算定期間^{*8}の離島平均燃料価格および離島基準単価によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間^{*8}に使用される電気に適用いたします。
- 離島ユニバーサルサービス調整単価は次の(1)～(3)の算式によって算定された値といたします。

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間^{*8}における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間^{*8}における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間^{*8}における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※8：各離島平均燃料価格算定期間およびそれに対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

北海道エリア	1kWhにつき		1厘
東北エリア	1kWhにつき		1厘
中国エリア	中国Aプラン	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで 1銭7厘
		電力量料金	上記を超える1kWhにつき 1厘
	中国Aプラン以外	1kWhにつき	1厘
九州エリア	1kWhにつき		3厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価（税込）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合（電力量料金から差し引きます）

$$\boxed{\text{離島ユニバーサルサービス調整単価}} = \boxed{79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}} \times \frac{\boxed{\text{離島基準単価}}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合（電力量料金に加算します）

$$\boxed{\text{離島ユニバーサルサービス調整単価}} = \boxed{\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}} \times \frac{\boxed{\text{離島基準単価}}}{1,000}$$

ハ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合の離島平均燃料価格は、119,000円といたします。(電力量料金に加算します)

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = 119,000\text{円} - 79,300\text{円} \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$$

(4) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示

当社は、各離島平均燃料価格算定期間^{※8}における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページに掲示いたします。

22 ご契約の変更またはご解約等に関するご留意事項

- ご契約種別、ご契約電流等を変更される場合は、お申込みをされた日以後、原則として最初の検針日または最初の計量日を需給契約の変更日といたします。
- 一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を施設したのち、お客さまのご都合によって需給開始に至らないで需給契約をご変更または解約される場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その実費をお客さまから申し受けます。
- お客さまがご契約電流、ご契約容量またはご契約電力を新たに設定し、もしくは増加された日以後1年に満たないで電気のご使用を廃止しようとし、またはご契約電流、ご契約容量またはご契約電力を減少しようとする場合において、一般送配電事業者から当社に料金または工事費の精算に係る請求がなされたときは、当社は、その実費について、原則として需給契約の変更日または終了日にお客さまから申し受けるものといたします。なお、この場合において、関西Aプラン、中国Aプランまたは四国Aプランのお客さまは、契約容量を6kVAであるものとみなします。
- にねん とく²割のお客さまがご契約期間中に需給契約の廃止またはご解約をされた場合、割引のご加入年数にかかわらず、解約手数料1,100円(税込)が発生いたします。ただし、割引適用開始から23ヶ月目および24ヶ月目を除きます。なお、お引越し先で継続してENEOSでんきをご使用いただく場合、当該解約手数料は発生いたしません。

以上

小売電気事業者名	ENEOS Power 株式会社 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 (小売電気事業者登録番号：A0050)
ENEOSでんきに関するお問い合わせ	ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター ☎ 0570-01-8704 (ナビダイヤル) (IP電話などからは 03-6627-1763) 受付時間：午前9時～午後5時 (日曜日および祝日、年末年始を除く) 【ホームページ】 https://www.eneos.co.jp/denki/

代理店等 (電気需給契約の媒介者)

[代理店向け] 本欄に記載がある場合は、当該企業が媒介を行います。

- 会社名、連絡先(電話番号)、受付時間を必ず記載願います。
- 本書をお客さまにご説明のうえお渡し願います。